

高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会作業部会設置要領

(設置)

第1条 高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会設置要綱第5条に基づき、高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は給付・保健事業関係、資格関係、財政・国保料（税）関係の3作業部会を設置し、それぞれ次に掲げる事項について協議等を行う。

(1) 給付・保健事業関係

医療費適正化・保健事業、各種療養費等審査基準、レセプト点検等事務作業の共同化に関すること等

(2) 資格関係

各種届出の統一様式等、資格者証・短期証の発行基準、市町村のシステムに関すること等

(3) 財政・保険料（税）関係

国保事業費納付金、国保給付費等交付金、財政安定化基金、標準保険料率、保険料（税）減免基準等に関すること等

2 協議等を行った内容については、幹事会に報告を行う。

(組織)

第3条 作業部会は、別表に定める者をもって構成する。

(庶務)

第4条 作業部会の庶務は、高知県健康政策部国保指導課において行う。

附 則

この要領は、平成27年7月24日から施行する。